

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

協 議 項 目	2 6 - 13 . 生活保護事業				協 議 細 目
調 整 方 針					
項 目	参 考 資 料				
生活保護	*平成16年2月1日現在				
区 分	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
級 地 区 分	3級地の1	3級地の2	3級地の2	3級地の2	3級地の2
被 保 護 世 帯 数	76 世帯	- 世帯	- 世帯	4 世帯	1 世帯
被 保 護 人 員	89 人	- 人	- 人	4 人	1 人
生活扶助	75 人	/	/	4 人	1 人
住宅扶助	64 人			1 人	
教育扶助	4 人				
介護扶助	15 人				
医療扶助	70 人			4 人	1 人
出産扶助					
生業扶助					
葬祭扶助					
事 務 委 託 先	関市社会福祉事務所	武儀福祉事務所	武儀福祉事務所	武儀福祉事務所	武儀福祉事務所
* 法 定 外 扶 助	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料								
<p>生活保護制度 【制度の目的】</p> <p>【生活保護のしくみ】</p> <p>【生活保護の適用】</p>	<p>何らかの理由で、家族の力だけでは生活が成り立たなくなった場合に、日本国憲法第25条の考え方に基づいて「健康で文化的な最低限度の生活」を保障し、1日も早く自分たちの力だけで生活していけるよう援助する。</p> <p>国が定めた保護基準(=最低生活費)と世帯全員の収入を比較して保護の可否を判断する。</p> <p>保護が受けられる場合</p> <table border="1" data-bbox="562 584 1223 730"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">最 低 生 活 費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">世 帯 の 収 入</td> <td style="text-align: center;">保 護 費</td> </tr> </table> <p>世帯の収入が最低生活費を下回るため、その不足分が保護費として支給される。</p> <p>保護が受けられない場合</p> <table border="1" data-bbox="562 839 1447 986"> <tr> <td style="text-align: center;">最 低 生 活 費</td> <td style="text-align: center;">超 過 分</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">世 帯 の 収 入</td> </tr> </table> <p>世帯の収入が最低生活費を上回るため、保護は受けられない。</p> <p>家族全員の 働ける能力 資産(預貯金・保険・不動産等) 扶養義務者(親・子・兄弟等)からの援助 他の法律による給付(各種年金・手当等)</p> <p>その他あらゆるものを最低限度の生活をするために活用してもなお、生活に困る場合には、原則、家族(世帯)を単位として生活保護が適用される。</p>	最 低 生 活 費		世 帯 の 収 入	保 護 費	最 低 生 活 費	超 過 分	世 帯 の 収 入	
最 低 生 活 費									
世 帯 の 収 入	保 護 費								
最 低 生 活 費	超 過 分								
世 帯 の 収 入									

